

## 電子納品特記仕様書

1 本工事は電子納品対象工事とする。

電子納品とは、調査・設計・工事などの各業務段階の最終成果を電子データで納品することをいう。

ここでいう電子データとは、「焼津市電子納品運用ガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）に示されたファイルフォーマットで作成されたものを指す。

また、以下の項目について、工事着手前に発注者と協議すること。

- ・ 電子納品対象書類とそのファイル形式
- ・ 検査時の対応

2 成果物は、「ガイドライン」に基づき作成した電子データを電子媒体（CD-R 又は DVD-R）で2部提出する。「ガイドライン」で特に記載のない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「ガイドライン」の解釈に疑義がある場合は発注者と協議のうえ、電子化の是非を決定する。

3 成果物は、ウイルス対策を実施したうえで提出するものとする。

4 電子納品対象外となる書類データは、従来通り紙での納品とする。